

# 産業廃棄物処理業計画書に係る意見

(諮問第1号に対する意見)

諮問第1号については、令和6年2月29日に現地調査を実施し、同日に協議した結果、次のとおり意見を付すことに決しました。

この諮問は、所沢市議会が制定した「ダイオキシンを少なくし所沢にきれいな空気を取り戻すための条例」第3条第1号の規定により当該事業計画について意見を求められたものであり、所沢市議会は、次のことを求めます。

- 1 事業者は関係法令に基づき、適正な対策を講じること。
- 2 事業場内及び事業場周辺は、常に整理整頓に努め、清潔さを維持すること。
- 3 周辺住民との相互理解を深め、周辺の良い生活環境の維持と安全のため十分に配慮すること。

# 産業廃棄物処理業計画書に係る意見

(諮問第2号に対する意見)

諮問第2号については、令和6年2月29日に現地調査を実施し、同日に協議した結果、次のとおり意見を付すことに決しました。

この諮問は、所沢市議会が制定した「ダイオキシンを少なくし所沢にきれいな空気を取り戻すための条例」第3条第1号の規定により当該事業計画について意見を求められたものであり、所沢市議会は、次のことを求めます。

- 1 事業者は関係法令に基づき、適正な対策を講じること。
- 2 事業場内及び事業場周辺は、常に整理整頓に努め、清潔さを維持すること。
- 3 アスベストを含む廃棄物の搬入・搬出時の安全性を確保し、保管基準を十分遵守すること。
- 4 周辺住民との相互理解を深め、周辺の良い生活環境の維持と安全のため十分に配慮すること。